

○一関工業高等専門学校進路指導室規則

(平成20年3月31日制定)

(設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校進路指導室（以下「進路指導室」という。）を置く。

(目的)

第2条 進路指導室は、学生が本校の教育活動全体を通して自ら目的をもって進路を選択できることを目標に、学級担任、系長、コース長等と連携して、進学及び職業の選択について指導することを目的とする。

(組織)

第3条 進路指導室は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（総務担当）
- 二 総務担当補佐 **1名**
- 三 本科各系就職担当教員
- 四 専攻科各コース就職担当教員
- 五 本科各系第4学年の学級担任
- 六 学生課長

- 2 進路指導室に室長を置き、副校長（総務担当）をもって充てる。
- 3 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 室長に事故あるときは、室長の指名した室員がその職務を代行する。
- 5 本科各系就職担当教員と専攻科各コース就職担当教員は、兼任することができる。

(任務)

第4条 進路指導室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生、卒業生及び修了生（以下「学生等」という。）の就職調査及び就職先の開拓に関する事
- 二 学生等に対する職業紹介に関する事
- 三 学生等に対する進路指導に関する事
- 四 卒業生、修了生の追跡調査に関する事
- 五 その他進路指導に関し必要な事

(事務)

第5条 進路指導室の事務は、学生課が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 一関工業高等専門学校進路指導委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の第2条の規定にかかわらず、一関工業高等専門学校学則附則（平成29年4月1日施行）第2項に規定する学科の在籍者が在学するまでの間、本規則中「系長」とあるのは「機械工学科長」、「電気情報工学科長」、「制御情報工学科長」及び「物質化学工学科長」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月2日規則第11号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日規則第30号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。